

石巻市監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査（平成23年12月分）の結果報告について、次の理由により、別紙のとおり公表する。

平成24年5月2日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 阿部欽一郎

公表する理由

今回の検査結果において指摘した内容については、平成21年5月分の例月現金出納検査の際にも指摘したほか、平成20年度決算審査等意見書においてもその改善を強く求めてきたところである。

しかしながら、依然として同様の不適切な会計処理が行われていたことは、極めて遺憾であり、監査委員制度の意義さえも失わせる不適正な事務処理である。

このため、職員の意識向上や監査の実効性を図るため、公表するものである。

石 監 第 1 号
平成 24 年 3 月 27 日

石巻市長 亀 山 紘 殿

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

例月現金出納検査の結果について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、例月現金出納検査を行ったので、同条第 3 項の規定によりその結果を次のとおり提出します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 検査の対象 | 石巻市会計管理者所管の一般会計、特別会計、病院事業会計、各種基金及び歳入歳出外現金に係る現金出納状況 |
| 2 検査の範囲 | 平成 23 年 12 月分 |
| 3 検査の期日 | 平成 24 年 1 月 23 日 |
| 4 検査の場所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 5 検査の結果 | (1) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、執行状況は適正と認めた。
(2) 各会計に係る現金出納状況は、12 月末日現在会計諸帳簿と照合した結果、それぞれ符合し適正と認めた。
ただし、土地取得特別会計において歳出に合わせて歳入を確保していないことは、当特別会計の設置目的に反しており、極めて不適切な事務である。
また、このことは平成 21 年 8 月 12 日付け石監第 1 号で提出した「例月現金出納検査の結果について」でも指摘し、改善を強く望んでいたにもかかわらず、また再び同様の不適切な事務を執行していたことは誠に遺憾であり、事務の適正化に真摯に取り組むよう望むものである。 |

指 摘 事 項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
都市計画課	土地取得特別会計の歳入歳出予算執行時期について	<p>土地取得特別会計は、地方公共団体が行う各種事業に必要となる用地を円滑に確保するため、先行取得を行う際に将来なされる一般会計等の事業費での本格的な買取に備えて、経理の明確化を図る必要性から設置されている特別会計である。</p> <p>したがって、その設置目的から判断しても理解できるように、用地先行取得事業に際して必要となる歳出については、少なくとも歳出する日までに歳入を確保しておく必要性があり、会計管理者の権限により、一時的に他の会計から資金を流用して歳出に充当してならないことは言うまでもないことである。</p> <p>つまり、一般会計等で本格的な買取をするまでの間の、いわゆる「つなぎ期間」においては、土地取得特別会計の歳出に合わせて、その都度一般会計等からの繰入を処理すべきであり、歳出に際して一般会計等からの繰入金確保されていない状況は、あってはならないことである。</p> <p>このことについては、既に平成21年5月分の例月現金出納検査結果の提出に際しても指摘し、改善を強く求めていたところであるが、今回また再び、同様の不適切な事務を執行していたことは誠に遺憾であり、土地取得特別会計の存在を、ないがしろにするものと言わざるを得ない。</p>